

付託議案説明資料

令和 4 年度兵庫県一般会計補正予算及び
令和 4 年度兵庫県勤労者総合福祉施設整備
事業特別会計補正予算について

令和 4 年 1 0 月 3 日

総 務 部
財 務 部
県 民 生 活 部
危 機 管 理 部

令和4年度 9月補正予算（緊急対策）

総務部（教育課除く）

1 補正予算の規模

（単位：千円）

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳				合計 a+b
			国庫	特定	起債	一般	
一般会計	19,062,403	157,000	0	10,000	0	147,000	19,219,403

2 事業の概要

（単位：千円）

事業名	事業内容	金額
県民生活の安定化に向けた支援		
物価高騰影響の緩和		
県立施設等の光熱水費高騰への対応	電気・ガス料金の高騰に伴い、県立施設等における冷暖房費等の施設維持費が既定予算を大きく上回ることから、増嵩分を措置	157,000

**令和4年度 9月補正予算（緊急対策）
財務部**

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳					合計 a+b
			国庫		特定	起債	一般	
			地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	465,922,774	6,000	0	0	6,000	0	0	465,928,774

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
I 県民生活の安定化に向けた支援		
① ふるさとひょうご 寄附基金への積立	課題を抱える妊産婦支援プロジェクトに対する寄附金を積立	6,000
合 計		6,000

令和4年度 9月補正予算（緊急対策）

県民生活部

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳						合計 a+b
			国庫			特定	起債	一般	
			通常補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	5,877,641	46,000	0	37,000	0	0	0	9,000	5,923,641
特別会計	1,792,415	3,000	0	3,000	0	0	0	0	1,795,415

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
県民生活の安定化に向けた支援		
物価高騰影響の緩和		
県立施設等の光熱水費高騰への対応	電気・ガス料金の高騰に伴い、県立施設等における冷暖房費等の施設維持費が既定予算を大きく上回ることから、増嵩分を措置	49,000

**令和4年度9月補正予算（緊急対策）
危機管理部**

1 補正予算の規模

(単位：千円)

区分	現計 予算額 a	今回 補正額 b	財源内訳					合計 a+b	
			国庫			特定	起債		一般
			通常 補助	地方創生 臨時交付金	包括支援 交付金				
一般会計	9,490,419	2,203,000	0	6,200	2,180,000	0	0	16,800	11,693,419

2 事業の概要

(単位：千円)

事業名	事業内容	金額
I 県民生活の安定化に向けた支援		
(2) 物価高騰影響の緩和		
⑦ 県立施設等の光熱水費高騰への対応	電気・ガス料金の高騰に伴い、県立施設等における冷暖房費等の施設維持費が既定予算を大きく上回ることから、増嵩分を措置	23,000
III 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の推進		
(3) 今後の感染拡大に備えた医療提供・検査体制の充実		
②無症状患者及び軽症患者の入院以外への対応		
(a) 宿泊療養施設の確保	軽症・無症状者が入所する宿泊療養施設の設置期間を延長	2,180,000
合計		2,203,000

付託議案説明資料

条例・事件決議

令和 4 年 1 0 月 3 日

総 務 部

企 画 部

<目 次>

- 1 [第 78 号議案] 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例 …… 3
- 2 [第 79 号議案] 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例 …………… 12

第78号議案 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

第1 制定の理由

国家公務員法の一部改正により、国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、地方公務員法（以下「地公法」という。）の一部改正により、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務職員の任用及び暫定再任用職員の任用の制度が創設されること等に伴い、国家公務員と同様に職員の定年を段階的に引き上げる等関係条例について所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

第2 制定の概要

1 職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）の一部改正

(1) 定年制度

ア 職員の定年を以下のとおり引き上げ、又は維持する（第3条関係）。

区 分	現 行	改正案
(ア) (イ)から(エ)までに掲げる職員以外の職員	60 歳	65 歳
(イ) 保安員、用務員、病院事務員、文書事務員、校務員、病院技術員、看護技術員、保育補助員、印刷作業員、洗濯員、調理員及び給食員	63 歳	65 歳
(ウ) 医師及び歯科医師のうち、兵庫県病院事業の病院又は診療所において医療業務に従事する者	65 歳	65 歳
(エ) 医師及び歯科医師のうち、(ウ)以外の施設等において医療業務に従事する者及び県立健康科学研究所又は県立総合衛生学院の長	65 歳	70 歳

イ 定年に関する経過措置（附則第7項及び第8項関係）

(ア) 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間におけるア(ア)及び(エ)に掲げる職員の定年は、2年に年齢1年ずつ引き上げるものとする。

(イ) ア(イ)に掲げる職員の定年は、令和5年4月1日から令和11年3月31日までは63歳とし、令和11年4月1日から令和13年3月31日までは64歳とする。

ウ (2)エの適用を受け、定年退職日（定年に達した日以後における最初の3月31日をいう。以下同じ。）において管理監督職（(2)アの職をいう。以下同じ。）を占めている職員に係る定年退職日後の引き続く勤務について特例を定める（第4条関係）。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制

ア 他の職への降任等（異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職へ降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をすることをいう。以下同じ。）の対象となる管理監督職は、次に掲げる職（(1)ア(ウ)

及び(エ)の医師及び歯科医師を除く。)とする(第6条関係)。

(ア) 管理職手当を支給される職員が占める職

(イ) 防災監

(ウ) 行政職給料表の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものが占める職

a その職務の級が7級又は8級である職員のうち、管理職手当を支給されないもの

b その職務の級が6級である職員のうち、人事委員会規則で定めるもの

(エ) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級又は5級であるもののうち、管理職手当を支給されないものが占める職

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定める職

イ 管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする(第7条関係)。

ウ 他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準(第8条関係)

任命権者は、他の職への降任等を行うに当たっては、地公法に定めるもののほか、人事委員会規則で定める基準を遵守しなければならないものとする。

エ 管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例(第9条関係)

(ア) 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(ウ)において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

a 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

b 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

c 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

(イ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について、(ア) a から c までに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。(エ)において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める

管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないものとする。

(ウ) 任命権者は、(ア)により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。

(エ) 任命権者は、(ア)又は(イ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由があると認めるとき（(イ)により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は(ウ)若しくは(エ)により異動期間が延長された管理監督職を占める職員について(ウ)の事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

オ 任命権者は、エにより異動期間を延長する場合等には、あらかじめ職員の同意を得なければならないものとする（第10条関係）。

カ 任命権者は、エにより異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする（第11条関係）。

(3) 定年前再任用短時間勤務制

ア 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過した者であるときは、この限りでないものとする（第12条関係）。

イ 任命権者は、アによるほか、組合（兵庫県競馬組合及び関西広域連合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができるものとする（第13条関係）。

(4) 雑則（第14条関係）

定年条例の実施に関して必要な事項は、人事委員会規則で定めるものとする。

(5) 情報の提供及び勤務の意思の確認（附則第9項及び第10項関係）

任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員並びに(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が年齢60年（(1)ア(イ)に掲げる職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員にあつては、63歳。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった者で、当該前年度の末日後に採用された職員にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、人事委員会規則で定める職員にあつては人事委員会規則で定める期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(6) その他規定の整備を行う（目次、第1条、第4条、別表第1及び別表第2関係）。

2 兵庫県職員定数条例の一部改正

知事の事務部局等の短時間勤務再任用職員の数の上限を定める規定を削除する（附則第4項関係）。

3 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部改正

次に掲げる条例の規定中地公法の引用条文を改める。

(1) 職員の特殊勤務手当に関する条例（第32条の4関係）

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第4条関係）

(3) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第2条関係）

4 職員の給与等に関する条例（以下「職員給与条例」という。）の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の給与

ア 定年前再任用短時間勤務職員（1(3)により採用された職員をいう。以下同じ。）の給料月額を定める（職員給与条例第12条の3及び別表第1から別表第5まで関係）。

イ 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を定める（職員給与条例第25条関係）。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を定める（職員給与条例第26条関係）。

エ 定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当、住居手当、初任給調整手当、特地勤務手当、

- へき地手当、寒冷地手当及び退職手当は支給しないものとする（職員給与条例第27条の3関係）。
- (2) 当分の間、次に掲げる職員を除き、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額とする（職員給与条例附則第7条関係）。
- ア 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- イ 1 (1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員
- ウ 定年条例第4条の規定により定年退職日後において引き続き勤務している職員
- エ 1 (2)エ(ア)又は(イ)により異動期間を延長された管理監督職を占める職員
- (3) 管理監督職勤務上限年齢調整額（職員給与条例附則第8条関係）
- ア 他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に(2)により当該職員の受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（以下「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、(2)により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- イ アの給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額の上限は、当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額とする。
- (4) 管理監督職勤務上限年齢調整額に準ずる額（職員給与条例附則第10条関係）
- ア 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員であって、(3)アの職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)に準じて算出した額を給料として支給する。
- イ 任用の事情を考慮して(3)ア又はアの職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、(3)又はアに準じて算出した額を給料として支給する。
- (5) (3)ア又は(4)の職員に対する農林漁業普及指導手当、期末手当又は勤勉手当の算定の基礎となる給料月額には、これらの給料を含むものとする（職員給与条例附則第11条関係）。
- (6) (2)から(5)までに關し必要な事項は、人事委員会規則で定める（職員給与条例附則第12条関係）。
- (7) 地公法の引用条文を改める（職員給与条例第17条関係）。

5 職員の分限並びに分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正

- (1) 当分の間、降給の種類を降格及び降号並びに 4 (2) の給料月額減額措置（現行：降格及び降号）とする（附則第 5 項関係）。
- (2) 4 (2) の給料月額減額措置については、降給の理由を記載した書面の交付に代え、給料月額減額措置により降給することとなった旨の通知を行うものとする（附則第 6 項関係）。

6 職員の退職手当に関する条例（以下「職員退職手当条例」という。）の一部改正

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員には、退職手当を支給しないものとする（職員退職手当条例第 1 条関係）。
- (2) 60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合の特例
 - ア 当分の間、60 歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、定年により退職した者に準じて算定するものとする（改正後の職員退職手当条例附則第 13 条及び第 14 条関係）。
 - イ アは、1 (1) ア (ウ) 及び (エ) に掲げる職員及びこれらの職員に相当する職員には適用しないものとする（改正後の職員退職手当条例附則第 15 条関係）。
- (3) 退職した者の基礎在職期間中に、他の職への降任等、4 (2) の給料月額の改定その他人事委員会規則で定める理由（以下「特定理由」という。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該特定理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該特定理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額（退職の日におけるその者の給料月額をいう。以下同じ。）よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする（改正後の職員退職手当条例第 5 条の 2 関係）。
 - ア その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
 - イ 退職日給料月額に、(ア) に掲げる割合から (イ) に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - (ア) その者に対する退職手当の基本額が (3) によらずに計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - (イ) アに掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合
- (4) 定年前早期退職者に対する (3) の適用について、その算定基礎に定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例加算（以下「早期退職加算」という。）が含まれることとなるよう、必要な読替えを行う（改正後の職員退職手当条例第 5 条の 3 関係）。
- (5) (3) の適用を受ける者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める（改正後の職員退職手当条例第 7 条の 2 関係）。

- (6) (3)及び(4)の適用を受ける定年前早期退職者の退職手当の基本額について、最高限度額を定める（職員退職手当条例第7条の2の2関係）。
- (7) 給料月額の特額改定とは、給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいうものとする（改正後の職員退職手当条例附則第10条関係）。
- (8) 職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う経過措置
- ア 4(2)の給料月額の改定は、給料月額の特額改定に該当しないものとする（改正後の職員退職手当条例附則第16条関係）。
- イ 給料月額には、4(3)から(4)までの給料を含むものとする（改正後の職員退職手当条例附則第17条関係）。
- (9) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する経過措置
- ア 当分の間、定年前早期退職者のうち、勸奨を受けて退職した職員の早期退職加算の対象となる期間を60歳（1(1)ア(ウ)及び(エ)に掲げる職員に相当する職員にあっては、65歳。イにおいて同じ。）に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで（現行：定年退職日の1年前まで）とする（改正後の職員退職手当条例附則第18条関係）。
- イ 当分の間、定年前早期退職者のうち、職制若しくは定数の改廃により退職した者又は予算実行上の要請により退職した者で任命権者が知事の承認を受けて定めるものに該当するもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者について、60歳に達する日以前に退職した場合にあっては早期退職加算の対象となる期間を60歳に達した日以後における最初の3月31日の1年前まで（現行：定年退職日の1年前まで）とし、60歳に達した日以後における定年退職日の1年前までに退職した場合にあっては早期退職加算として退職日給料月額に100分の2を乗じた額を加算するものとする（改正後の職員退職手当条例附則第19条及び第20条関係）。
- (10) 失業者の退職手当（改正後の職員退職手当条例第13条及び附則第12条関係）
- ア 職員としての勤続期間に含まれる職員以外の者としての期間に必要な1月当たりの勤務日数を、1月間の日数から県の休日を減じた1月間の日数が20日に満たない日数である場合には、18日から当該満たない日数を減じた日数（現行：18日）とする。
- イ 退職の日後に事業を開始した者その他これに準ずるものとして任命権者が別に定める者が、任命権者が別に定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間は、失業者の退職手当に係る支給期間に算入しないものとする。
- ウ 失業者の退職手当の支給の特例の対象となる職員の退職の日の期限を、令和7年3月31日（現行：令和4年3月31日）に延長する。
- (11) その他規定の整備を行う（職員退職手当条例第2条の4、第4条、第8条、第15条の3、第15条の4及び第15条の6並びに改正前の職員退職手当条例附則第1条から第24条まで関

係)。

7 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

減給処分により給与から減ずる額(減給処分の発令の日を受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ 以下に相当する額)について、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする(第4条関係)。

8 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正

1(2)エにより異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができないものとする(第2条関係)。

9 職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する条例の一部改正

地公法の引用条文を改める等規定の整備を行う(第13条関係)。

10 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間は、1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とする(第3条関係)。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができるものとする(第4条関係)。

(3) その他規定の整備を行う(第5条の2及び第9条関係)。

11 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

(1) 定年前再任用短時間勤務職員は、公益的法人等に派遣することができるものとする(第2条関係)。

(2) 1(2)エにより異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、公益的法人等に派遣することができないものとする(第2条関係)。

12 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正

(1) 学校教育法の引用条文を改める(第2条関係)。

(2) 地公法の引用条文を改める(第4条関係)。

13 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正

1週間当たりの勤務時間が常勤職員と同一である会計年度任用職員が退職手当の支給を受けのために必要な1月当たりの勤務日数を、1月間の日数から県の休日を減じた1月間の日数が

20日に満たない日数である場合には、18日から当該満たない日数を減じた日数（現行：18日）とする（第13条及び第14条関係）。

14 職員の再任用に関する条例の廃止

職員の再任用に関する条例を廃止する。

第3 施行期日等

1 施行期日

令和5年4月1日。ただし、第2の6(10)及び13並びに第3の2(2)の一部は、公布の日。

2 経過措置等

(1) 暫定再任用職員の任用

任命権者は、令和14年3月31日までの間、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者であって定年に達している者を、1年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に採用することができるものとする（附則第2条から第5条まで関係）。

(2) (1)に伴う必要な経過措置を定める等所要の整備を行う。

第79号議案 兵庫県立兵庫津ミュージアムの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例

1 制定の理由

兵庫県立兵庫津ミュージアム（以下「兵庫津ミュージアム」という。）におけるひょうごはじまり館の開館に伴い、資料の観覧に係る料金の基準額を定める等所要の整備を行うため、この条例を制定しようとする。

2 制定の概要

(1) 資料の観覧（改正後の第5条、第10条及び別表第1関係）

ア 兵庫津ミュージアムの施設に展示している資料の観覧に係る料金の基準額を次のとおり定める。

区分			基準額（1人につき）	
			個人	団体
有料展示施設	常時展示している資料のみを観覧する場合	一般	300円	200円
		大学生	200円	150円
		高校生以下	無料	
	特別に展示している資料を観覧する場合	一般	1,000円	800円
		大学生	800円	600円
		高校生以下	無料	

イ 特別に展示している資料を観覧する場合の資料の観覧に係る料金の額は、アによる額により難いときは、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

(2) 施設の利用（改正後の別表第2関係）

兵庫津ミュージアムの施設の利用に係る料金の基準額を次のとおり定める。

区分		基準額			備考
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	9時から 17時まで	
初代県庁館	旧同心屋敷 ※	1,000円	1,400円	2,400円	商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。
	取次役所	1平方メートル当たり1日につき48円			
	旧船見番小屋	1平方メートル当たり1日につき48円			
	イベント広場	1平方メートル当たり1日につき30円			

ひょうごは じまり館	研修室	A	3,000円	4,200円	7,200円	
		B	3,000円	4,200円	7,200円	
	企画展示室		1日につき7,200円			
	エントランス		1平方メートル当たり1日につき48円			
	ライブラリー		1平方メートル当たり1日につき48円			
利便施設 ※			使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1 土地使用料の款その他のものの項又は建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額			

※ 旧同心屋敷及び利便施設については基準額設定済み

- (3) その他（改正後の第6条から第11条まで及び別表第3関係）
規定の整備を行う。

3 施行期日

令和4年11月23日

閉会中の継続調査事件一覧

令和4年度

総務常任委員会

件 名	項 目	調 査 理 由
1 県民との情報共有の推進について	○ 広報・広聴活動の推進について	参画と協働の県政の原点となる県民との情報の共有を進め、県民ニーズに的確に対応した県政を推進するため、県民に県政情報を確実に届け、国内外に県の魅力を強力に発信する広報戦略、及び県民意見を汲み上げる広聴の充実が不可欠である。このため、広報・広聴活動の推進について調査する。
2 市町振興について	○ 市町振興について	県政のパートナーであり、分権の主体である市町との連携・協調を図るとともに、市町の自立的運営への支援を行うことが不可欠である。このため、市町振興の取組について調査する。
3 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について	○ 公文書の管理・県政情報の公開等の推進について	県民に信頼され、県民とともに県政を推進していくためには、県民の県政への参加をより一層促進し、公正で透明な開かれた県政を推進していく必要がある。このため、公文書の管理・県政情報の公開等の推進について調査する。
4 県政を支える職員の養成と働き方改革の推進について	○ 職員の新しい働き方の推進と意識改革について	複雑多様な行政需要に迅速かつ的確に対応していくためには、職員の意識改革や能力開発に努めるとともに、職員一人ひとりがやりがいや充実感を感じることができる多様な働き方を推進する必要がある。このため、職員の働き方改革の推進について調査する。
5 元町地域の活性化の推進について	○ 元町周辺再整備の推進について	元町地域の活性化に向け、新たな元町周辺再整備グランドデザインの検討など元町地域の再整備に向けた取組を推進する必要がある。このため、元町周辺再整備の推進について調査する。
6 地方分権の推進について	○ 地方分権の推進について	21世紀の成熟社会における新しい兵庫づくりには、地域主体の分権型社会の構築や地域主導の取組を推進する必要がある。このため、地方分権の推進について調査する。
7 新たな兵庫の創生に向けた総合的推進について	○ 地域創生及びエネルギー対策等の推進について ○ 個性を生かす地域づくりと万博開催に向けた取組について	「ひょうごビジョン2050」で描いた将来像の実現に向け、推進体制の構築を図る必要がある。 また、少子化や人口流出に歯止めをかけ、地域や経済の活力を持続的に高めるためには、新全県ビジョンの最も総合的な実行プログラムとして位置づけられた「兵庫県地域創生戦略」の着実な推進が不可欠である。 また、地域創生の実現に向けては、地域再生大作戦に代わる新たな地域づくりへの支援や、新たな社会的価値を生み出す水素社会実現に向けた取組、2025大阪・関西万博が生み出す効果・活力を兵庫県に取り込むことなども重要である。 このため、ひょうごビジョン2050及び地域創生戦略や、エネルギー対策、個性を生かす地域づくり、万博開催に向けた取組状況について調査する。
8 情報化の推進について	○ 情報化の推進について	情報化社会の進展に対応し、情報通信の成果を実感できる社会の実現を目指すとともに、行政サービスの向上と行政システムの簡素・効率化を図り、誰もが安心して情報通信技術を活用できる情報交流社会の実現が不可欠である。このため、情報化の推進について調査する。
9 持続可能な行財政基盤の確立について	○ 県政改革の推進に向けた取組について ○ 財政状況について ○ 県税の賦課徴収について	県政改革の基本的な方向等を定める「県政改革方針」に基づき、県政改革を継続的かつ効率的に推進するための取組を実施するとともに、時代の変化や県民の要請に的確に対応できる持続可能な行財政基盤を確立する必要がある。 このため、県政改革の推進に向けた取組、本県の財政状況、県税の賦課徴収状況について調査する。
10 参画と協働の推進と安全で安心な暮らしの実現について	○ 県民の参画と協働の推進について ○ 安全で安心な暮らしの実現について ○ 人権啓発施策の推進について	県民一人ひとりが、地域社会との関わりの中で、その個性と能力を発揮し、安全・安心で主体的にいきいきと生活できる環境の整備が求められている。 また、消費者トラブルの増加や不適切表示の発生などから、県民が安心して暮らすことができる社会づくりが求められている。 このため、県民の参画と協働の推進、安全で安心な暮らしの実現、人権啓発施策の推進について調査する。
11 県民文化の創造について	○ 芸術文化の振興について	心の豊かさが求められる時代にあって、多彩な芸術文化事業の展開による県民文化の広がりを図る必要がある。 このため、芸術文化の振興について調査する。
12 男女共同参画の推進と青少年の健全育成について	○ 男女共同参画の推進と青少年の健全育成の推進について	社会との関わりや家族・家庭の中で、すべての人がその個性と能力を発揮し、いきいきと生活できる社会の実現が求められている。 また、兵庫の未来を担う青少年の健全育成を推進する必要がある。 このため、男女共同参画の推進、青少年の健全育成の推進について調査する。

13 防災・危機管理 対策の総合的推 進について	○ 防災・危機管理対 策の総合的推進につ いて	<p>南海トラフ地震等に対する防災・減災対策や、新型コロナウイルス感染症への対応等、県民の生命と財産を守り、安全で安心して暮らせる地域づくりを総合的に推進していく必要がある。</p> <p>また、阪神・淡路大震災からの復興の成果を県政に生かすとともに、東日本大震災等の被災地の継続的な支援を行う必要がある。</p> <p>このため、防災・減災対策をはじめ、大震災の経験に基づく被災地支援や教訓の継承・発信など、防災危機管理対策の総合的推進について調査する。</p>
--------------------------------	-------------------------------	--